

肥料価格高騰の影響を受けた
農業者の皆さまに給付金を交付します。

受付開始前
周知版

～千葉県肥料価格高騰緊急支援事業のご案内～

県では、物価高騰により経営に著しい影響を受けている
農業者の皆さまを支援するため、県独自の支援策として、
「肥料価格高騰緊急支援事業」を実施します。

支援対象となる農業者

生産性向上に取り組む農業経営体

支援内容

肥料価格高騰額の1/2以内を支援します。 ※上限額 10万円

【算定方法】

給付金の額 = (令和6年の肥料費※1 - 令和3年の肥料費※2) × 1/2 以内※3 (千円未満切り捨て)

※1 直近の決算書における肥料費。令和6年途中から令和7年にかけて就農した認定新規就農者は、就農から1年を経過する日の前日又は令和7年6月30日のいずれか早い日までに発行された給付対象経費がわかる領収書等

※2 令和3年の肥料費 = 当年の肥料費 × 0.77 (価格高騰率)

※3 申請多数の場合は給付金の額が申請額より少なくなることがあります

申請額の計算例

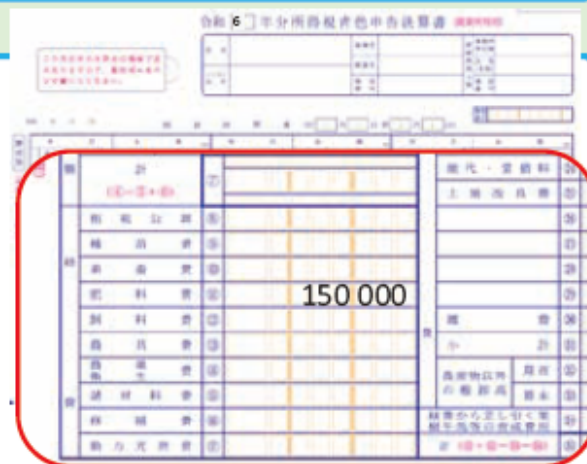
(事例) 令和6年青色申告決算書における
「肥料費」が150千円であった場合

【申請額】

令和6年の肥料費 令和3年の肥料費(令和6年の肥料費×0.77)

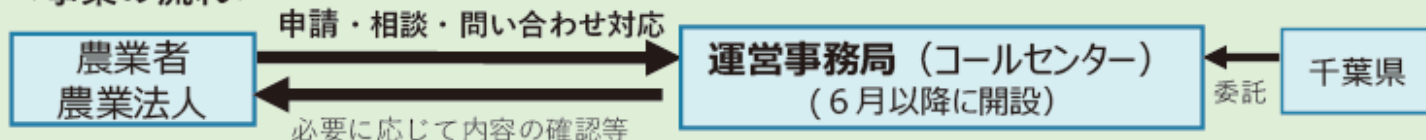
(150,000円 - 115,500円) × 1/2
= 17,250円

⇒ 申請額は17千円 ※上限額は10万円



令和6年青色申告決算書 減価償却	
品目	金額
肥料費	150,000

<事業の流れ>



**申請受付開始は運営事務局(コールセンター)設置後です
(6月以降)**

<スケジュール>

- ◆ 運営事務局 (コールセンターの設置) 6月上旬～
- ◆ 申請受付期間 6月上旬～8月中旬 予定
- ◆ 給付金の交付 9月中旬～11月下旬 予定

状況により前後する可能性があります。

事業に関する情報をお知らせしています

